

議会運営委員会

令和7年2月19日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会 （午前9時）

署名委員 小城委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、小城委員、嶋田委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。

初めに、1. 協議事項、（1）令和7年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。①会期日程につきましては、12月13日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、2月28日（金）から3月25日（火）までの26日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和7年第1回斑鳩町議会定例会は、2月28日（金）から3月25日（火）までの26日間で決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

2月12日の議員懇談会で3月議会上程予定案件について資料が配布されましたが、一部変更等があるとのことでした。

総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

令和7年2月12日開催の議員懇談会でご配布いたしました、令和7年第1回定例会提出予定議案につきまして、提出予定議案の名称の変更、議案の追加と取下げ、そして、町道認定路線の追加などが生じたことから、貴

重なお時間を頂戴いたしまして、その内容をご説明いたします。

はじめに、議案名称の変更です。令和7年第1回定例会提出予定議案「修正」をご覧ください。

名称の変更をお願いする議案は、議案の（7）斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この議案は、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与改定、そして特殊勤務手当の見直しを行うもので、内容の変更はございませんが、3つ以上の条例を一括して一部改正することから、その名称を「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」に改めさせていただくものでございます。

次に、議案の追加です。追加をお願いする議案は、議案の（29）奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてです。

資料追加をご覧ください。

この議案は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案の取下げについてです。令和7年第1回定例会提出予定議案「修正」の裏面をお願いします。

取下げをお願いする議案は、報告の（4）議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号））について）です。

この報告は、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害認定の死亡一時金などの給付について、補正予算の専決処分を予定していたものでございますが、国の給付額の決定には、なお時間を要しますことから、改めて提出をお願いしたいと考えております。

この取下げに伴いまして、議案案件である（16）の「令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についての補正号数が「第11号」から「第10号」に変更いたします。

最後に、町道認定路線の追加です。資料26「修正」をご覧ください。

町道認定につきまして、1路線を追加するもので、追加する路線は、太線

で囲んでおります、整理番号２の町道２９６号線です。

これにより、認定をお願いする路線は９路線となります。

以上、説明とさせていただきます。

何とぞ、ご理解をたまわりまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申しあげます。

委員長 ただいま総務部長から説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 ただいま、総務部長にご説明していただきましたが、２月２８日の全員協議会に担当部長が出席して説明する必要があるかどうかについて、委員のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 いつも、他の議員さんにも認識していただくために説明していただいてますんで、慣例によりお願いしたいと思います。

委員長 ただ今、担当部長に出席していただいて、全協の方でも説明していただくべきやというご意見をいただきましたが、他の委員さんもその形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 そうしましたら、全員協議会で担当部長に出席して説明いただくことを確認しておきます。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程１．会議録署名議員の指名、日程２．会期の決定をします。

次に、日程３から日程５まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、日程６．報告第１号 監査結果報告については、のちほど、事務局より相談があるとお聞きしております。

その後、町長から令和７年度の施政方針の説明を受けることとします。

次に、日程８．発議第１号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、委員会付託を省略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。発議第１号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくこととします。

日程８終了後、提出されました議案を一括上程し、総括提案説明ののち、議事日程に従って議事を進めることとします。それでは、各議案の取扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程９．議案第１号については、総務常任委員会に付託。日程１０．議案第２号についても、総務常任委員会に付託。日程１１．議案第３号についても、総務常任委員会に付託。日程１２．議案第４号についても、総務常任委員会に付託。日程１３．議案第５号についても、総務常任委員会に付託。日程１４．議案第６号についても、総務常任委員会に付託。日程１５．議案第７号についても、総務常任委員会に付託。日程１６．議案第８号については、厚生常任委員会に付託。日程１７．議案第９号についても、厚生常任委員会に付託。日程１８．議案第１０号についても、厚生常任委員会に付託。日程１９．議案第１１号については、建設水道常任委員会に付託。日程２０．議案第１２号についても、建設水道常任委員会に付託。日程２１．議案第１３号についても、建設水道常任委員会に付託。日程２２．議案第１４号については、総務常任委員会に付託。日程２３．議案第１５号についても、総務常任委員会に付託。日程２４．議案第１６号についても、総務常任委員会に付託。日程２５．議案第１７号については、厚生常任委員会に付託。日程２６．議案第１８号についても、厚生常任委員会に付託。日程２７．議案第１９号についても、厚生常任委員会に付託。日程２８．議案第２０号については、

建設水道常任委員会に付託。日程 29. 議案第 21 号についても、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 30. 議案第 22 号から、日程 34. 議案第 26 号までの令和 7 年度予算関係の 5 議案は、一括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算ですので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程 30. 議案第 22 号から日程 34. 議案第 26 号までの 5 議案については、予算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この予算審査特別委員会については、既に各委員会で委員を選任いただいているところですが、本会議初日に 5 議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程 35. 議案第 27 号については、厚生常任委員会に付託。日程 36. 議案第 28 号については、建設水道常任委員会に付託。日程 37. 議案第 29 号についても、建設水道常任委員会に次に、日程 38. 承認第 1 号は、承認案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程 39. 認定第 1 号については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 40. 同意第 1 号については人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程 41. 同意第 2 号から日程 47. 同意第 8 号までの、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）から（その 7）までの 7 議案については、人事案件でございますので、慣例により、初日に即決したいと思います。

また、この同意第 2 号から同意第 8 号の 7 議案につきましては、一括議題

にして説明を受け、採決については、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。同意第2号から同意第8号の7議案については、一括議題とし、初日に諮ることといたします。

また、採決につきましては、ひとつずつ採決を行うということで確認しておきます。

なお、同じ案件の人事案件を議長が一括議題とし取り上げる際、以前は日程番号と議案番号と議案名をひとつずつ読み上げておりましたが、令和5年2月に全国議長会へ日程番号と議案番号のみの読み上げで問題ないことを確認しております。

同じ案件の人事案件が多くありますので、今回も令和5年3月議会と同様に、日程番号と議案番号のみで読み上げることが可能であることを確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。同じ案件の人事案件を議長が一括議題とし取り上げる際は、日程番号と議案番号のみで読み上げることが可能であることを確認しておきます。

次に、日程48．報告第2号から日程50．報告第4号までの3議案は、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

このうち、報告第2号と報告第3号の2議案については、同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

報告第2号と報告第3号につきましては、一括議題とすることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、初日にお諮りする発議第1号及び承認第1号、同意第1号から同意第8号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、1名ずつということで確認しておきます。

なお、12月議会において継続審査としておりました陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理について、事務局から相談がありますので、発言を許可します。 福田議会事務局長。

議会事務

おはようございます。

局長

それでは、陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理につきましては、2月17日の総務常任委員会におきまして、不採択すべきものと決しております。

このことから、2月28日の3月議会初日の委員長報告においてその審議および採決結果を報告されます。通常であれば、同じ日の本会議で表決をとる運びとなりますが、今回については、委員会の結果が「不採択」であったこともあり、委員以外の議員で、採決とすべきと考える方がおられた場合、その討論内容を考える暇がないことも考えられるため、令和元年の同様の事例では、初日に委員長報告、最終日に表決されております。

このことから、令和元年と同様の運びで準備させていただいてよいかにつ

きまして、ご相談させていただきたく、委員長におかれましては、よろしく、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

ただいま、事務局から、陳情第1号の表決の時期について相談がありました。過去の事例と同様に、初日に委員長報告、最終日に表決するということに進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

陳情第1号については、初日に委員長報告、最終日に表決することとします。

続きまして、事務局より、3月議会の感染症対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、3月議会の感染症対策についてご相談させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されてからは、議会の都度、閉会中の当委員会で感染症対策についてどのように対応するのかを協議することとなっておりますので、本日は3月議会についてご相談させていただきます。

奈良県では、昨年末には全域でインフルエンザ警報が発令されました。例年、冬はインフルエンザ等の感染症の流行が続く状況であります。

3月議会の議場における感染症対策は、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、12月議会と同様に、議員席・傍聴席は1席ずつあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかについて、監査委員報告については、昨年と同様、文書報告のみとし、朗読を省略していただくか、また、予算審査特別委員会の理事者の出席は、冒頭、表決時及びその他についても9月の決算審査特別委員会と同様、理事者判断とすることについて、ご協議をお願いしたいと思います。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い

申しあげます。

委員長 ただ今、事務局より相談がありましたことについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 前回の定例会どおりにやっていただいたら結構かと思います。また、監査委員のことについては、報告書を提出されておりますんで、別に出席はいいのではないかなと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。

（ な し ）

委員長 ただ今、嶋田委員からご意見いただきましたとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、3月議会の感染症対策については、前回の定例会と同様、また、予算審査特別委員会につきましても、従来の対応を踏襲するということで確認をしておきます。

以上で、（１）令和7年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、（２）要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに6件の陳情書をお受けしております。これらの取扱いについてご協議いただきたいと思います。

初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明願います。
福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました6件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、マイナ保険証に関する陳情書については、1月16日に、小野隆

雄氏が来庁され、受け取ったものです。

陳情の趣旨は、後期高齢者にとって、マイナ保険証の顔認証や暗証番号での本人確認に苦慮されている現状のため、奈良県後期高齢者医療広域連合に対して、マイナ保健証の保持の有無にかかわらず、すべての被保険者に資格確認書を交付するように意見書を提出してくださいとのことです。

次に、2点目、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情については、伊藤豪氏から郵送されてきたもので、1月17日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるようにすることは、民意を政治に反映する上で、重要なことであり、そのような図をつくりホームページで公開してほしいとのことです。

次に、3点目、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情についても、2点目の陳情書と同じく、伊藤豪氏から郵送されてきたもので、1月17日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、現在の日本は、「犯罪」や「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多く、治安が良い状態とはいえない。より良い社会を実現するために、1.自治体が、その地域の「治安の状態」を数値化し、自治体のホームページや機関誌等で公表し市民とともに共有する。2.公表した数値を減らす方法を考え、市民と協力してそれを行う施策を自治体の運営に取り入れていただきたいとのことです。

次に4点目、下司田池に関する陳情書については、幸進町自治会 会長 坂口徹氏が来庁され、受け取ったものです。

陳情の趣旨は、下司田池について、現在、減水管理をしているが、水の染みだしや土壌の湿り、池水の溢水などを不安視する声があるため、溜池を廃止し、防災公園等の広場の整備や、防火水槽等の設置の実現をお願いしたいとのことです。

5点目、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いしますについては、日本国民救援会奈良県本部 会長 佐藤 真理氏から郵送されてきたもので、2月10日に受付けをしたものでございま

す。

陳情の趣旨は、罪のない人を誤った裁判から迅速に救済するために、再審における警察・検察手持ち証拠の全面開示を行うこと、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止することについて、再審手続きの整備を求める意見書を採択されたいというものです。

なお、令和元年5月にも、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択に関する要望書が、同じく日本国民救援会奈良県本部から郵送されてきておりますが、その時は配布にとどめております。

次に6点目、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書については、パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会 事務局長 佐々木一也氏から郵送されてきたもので、2月13日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、庁舎内における物品販売や勧誘等の行為について首長と議長との間で確認をお願いしたい。また、政党機関紙の勧誘や購読に関するアンケート実施が望ましい場合は実態調査をお願いしたいとのことです。

以上、簡単ではございますが、要望書等の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。陳情書につきましては事前に配布させていただいておりますので、時間をとらずにこのまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、これらの要望書の取扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目、マイナ保険証に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

高齢者の方にとって切実な問題であるかもしれませんので、一応付託して

おいたらどうですか。

委員長 ただ今、付託して審議してはどうかというご意見ですが、ほかに。
横田委員。

横田委員 私は議員配布でいいかと思います。奈良県の後期高齢者って今24万3千人ぐらいいらっしゃるんですよ。奈良県としても国と色々調整しながらですね、広報に力を入れていくというふうなことをおっしゃっているんで、様子を見て現状では議員配布でいいのではないかと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 私は配布にとどめるのがいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。小城委員。

小城委員 僕も横田委員と一緒に配布でいいと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私もこれはいろいろ調べたんですけども、申請すればもらえるというところだと思いますので、配布にとどめておけばいいかなと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も配布でいいと思います。23万人いらっしゃいますんでね、全員に配布するとお金もかかりますし、また貰った方が逆にこれなんでという疑問があったり、混乱することにも。やっぱり困る人はいると思いますけども、そういう方はまた申請してもらえるわけですので、配布でいいと思います。

委員長 今、配布でいいのではというご意見が多かったんですけども、嶋田委員そ

ういう形でよろしいでしょうか。

嶋田委員 はい。

委員長 ただいま議題となっておりますマイナ保険証に関する陳情書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

それでは2点目、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 斑鳩町の場合は賛成反対で、議員の個人の名前は言ってませんので、特定できないということですので、配布にとどめておくべきだと思います。

委員長 横田委員。

横田委員 私も嶋田委員と同じで配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 私も配布にとどめればいいと思います。

委員長 配布以外のご意見はございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、皆さんが配布にとどめてはということですので、ただいま議題となっております、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、3点目、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 私は、斑鳩町はいじめ対策も含めてしっかりできていると思っているので、こちらの方も議員配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 私も横田委員と一緒に配布にとどめればいいと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 そうですね、僕も、これまあ今後も取り組んでいかないといけないことですので、配布で大丈夫かなと思います。

委員長 今、3名の方から配布にとどめではどうかというご意見でありましたが、他の委員さんもそのような形でさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

4点目、下司田池に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 私、こちらの方も議員配布でいいと思います。いろいろ前回の陳情書からいろいろ議論も進められていると思いますけど、町の方針も含めてそういったものも考えたうえで考えればいいと思うので、今の時点では僕は議員配布でいいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これ理事者側、町には陳情されているんですかね。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務 理事者にも要望の方出ております。

局長

委員長 奥村委員。

奥村委員 今回の局長の方からのお話も聞かせていただいて、総務常任委員会でもしっかりさせていただきましたので、配布にとどめればいいと思います。

委員長 ただ今、お二人の委員さんから配布にとどめてはというご意見いただきましたけれども、他の委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、町にも届いているのであれば、付託して町の意見を聞くというのもひとつの考え方であるのではないかなと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 町の方針もあるかと思うしますので、こちらでは配布で結構だと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 町にも出ているということなので、配布でいいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時33分 再開)

委員長

再開します。

今、両方のご意見出ているんですけども、配布にとどめてはどうかというご意見の方が多い状況ですが、まとめさせていただくのに、配布にとどめさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております、下司田池に関する陳情書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

5点目、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いしますについて、委員皆様のご意見をお受けいたします。

横田委員。

横田委員

私は議員配布でいいかなと思います。町議会で考えてやっていくのは非常に難しい話だと思うので議員配布でいいと思います。

委員長

他の委員さんいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員

同じ意見で配布でとどめるのがいいと思います。

委員長

ただ今、お二人の委員から配布にとどめてはどうかということですが、他に、それ以外のご意見ございますか。

(な し)

委員長

そうしましたら、配布にとどめるということで確認させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いしますについては、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

6点目、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書」について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、町のほうではどう考えておられるのか、そういう実態があるのかどうか。またそれによって職員さんがどうされておるのか、そこらへんは町として把握されておられるんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 私が見る範囲では時間外の方で来ておられて、集金等はされているのは見受けられます。時間内の場合でしたら、時間内ですよといった形でお断りをする形で対応しているところでございます。

嶋田委員 そしたら配布でいいのではないかとと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 特に問題がなければ私も配布でいいと思います。

委員長 ただ今、お二人の方から配布にとどめてはどうかということでご意見いただきましたが、それ以外のご意見ございますか。

（ な し ）

委員長 ただいま議題となっております、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認しておきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認させていただきます。

それでは、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。どうもお疲れ様でした。

暫時休憩します。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時37分 再開)

委員長

再開します。

次に(3) 今年度の検討事項について、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、事務局より説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、ご説明させていただきます。

資料1の末尾の要旨の案をご覧くださいませでしょうか。

この改正につきましては、地方自治法の改正及び斑鳩町行政組織条例の改正に伴い、その改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和6年9月に議会運営委員会に資料として提出したものに、建設水道常任委員会の名称の改正を加えたものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日に施行します。

経過措置といたしまして、改正前の条例の規定により建設水道常任委員会の委員長、副委員長、委員をされている方につきましては、改正後の委員会条例の規定による建設常任委員会の委員長、副委員長、委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とします。

次に、この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により常任委員会に付託している事件については、改正後の条例の規定により、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなします。この改正につきましては、3月の当委員会でご審議いただき、本会議最終日に上程する流れで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ちょっと聞き違えたかもしれませんが、改正後も建設水道常任委員会と言いませんでしたか。建設常任委員会。

いってましたか、それでは私の聞き間違いです。

事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 こちらにつきましては、また見ていただいてですね、3月の当委員会までに気になる点等があれば、事務局の方に申し出ていただけるとありがたいです。

今後の流れとしましては、3月25日の3月議会最終日に議員発議または委員会発議をするという方向で進めていきたいと考えておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

それでは本日はこれで終わってよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、そのような形で進めさせていただくことを確認しておきます。
次に、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について（案）を、事務

局より、資料の説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、ご説明させていただきます。資料2をご覧くださいませでしょうか。

まず、令和6年に提出した資料からの変更点につきまして、ご説明させていただきますと思います。

新旧対照表の第103条をご覧くださいと思います。

以前、第1項におきまして、スマートフォンや携帯電話等の普及により、写真機及び録音機を議長の許可が不要とする改正となるという旨のご説明をさせていただいた際に、委員より、撮影や録音を許容するものではないということを明記すべきでないかのご指摘をいただいております。

このことから、第3項におきまして、携帯電話、その他写真及び録音機能を有する機器を携行する場合であっても、写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでないということで、案として追記させていただいております。

この表現につきましては、傍聴規則第9条におきまして「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない。」という規定がございますので、こちらの規定の表現を準用させていただいております。

続きまして、資料末尾の要旨（案）をご覧くださいませでしょうか。

改正理由の1行目でございますが、以前に提出した資料では、「スマートフォンの普及」というふうに規定しておりましたが、今回「携帯電話の普及」に変更させていただいております。議会要覧では、スマートフォンという文言がございますので、携帯電話という文言で規定されておりますことから、携帯電話という表現に統一をさせていただき、その他文言の整理をおこなっております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

そうしましたらこちらの、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について（案）につきましても、気になる点等がありましたら、3月の委員会までに事務局の方に申し出いただくこととし、こちら3月25日の3月議会最終日に、議員発議または委員会発議する方向で進めたいと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを終わります。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

この度ですね、1月22日に、王寺町と河合町へ、また、23日に広陵町と三宅町へお伺いし、議会のインターネット動画配信について視察を行いました。本日、視察の概要等をまとめた先進地視察報告書を資料3としてお配りしております。

こちらについては特に説明の時間を設けておりませんが、視察の感想なども含めまして、何かご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

この間、調査研究をずっと続けてやってきて、今回視察を、実際に行っているところを見せていただいて、今後の方向性ですね、どうするのかっていうのをそろそろ整理をつけていきたいなというふうに思うんですが、今後の方針等についても、皆様からご意見いただければというふうに思います。

横田委員。

横田委員

ちょっと確認ですけども、こういったマイクシステムの更新時期というのはいつ頃なんですか、斑鳩町は。議場も含めて、マイク等置いてますよね、更新時期かなんかあれば。

委員長

今のご質問ですと、いつ頃に導入されたもので、一般的に耐用年数等がわ

かればと思いますが。 福田議会事務局長。

議会事務局長 マイク設備についてでございますが、庁舎ができてからたぶんそのまま使われているものかなと考えております。いつまで耐用ができるかという耐用年数につきましては、明確なものが特にないので不明なんですけど、現状使える限りはそのまま使用して問題ないのかなと考えております。ですので、耐用年数が何年かというところは、不明ということでわかりませんのでよろしく願いいたします。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 溝部委員。

溝部委員 今までは、こういう動画配信というものがどういうものかということを勉強してきたのかなと思いますので、具体的に導入の方向に向けて新たに勉強していくという、実際の経費であるとかそういうことを考えた勉強をしていくという形に変えてもいいのかなというふうに思っています。

委員長 今後、導入に向けて調査も含めた勉強ですね。実際に導入するとしたらいくらかの費用がかかるのかとか、その辺の調査に踏み込んで勉強していくというご意見かなと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、ただいま一步踏み込んで実際に導入するにあたっての発生する費用についても調査をするということで、今後そのような形で進めていく、導入するかどうかはまた次年度1年間かけてですね、議論したうえで来年度末ぐらいに結論を出していくような形で進めていただければなというふうにと思いますが。 小城委員。

小城委員 今の、費用等々というところで、視察行っているいろんなパターンだったと思うんですけど、ある程度のパターンをどれぐらいかかる、これやとどれぐらいかかるかというのを出すという話でいいんですか。

委員長 それもまた次年度で、どういう調査の仕方をするのかについても議論していただければなと。今年度については、調査をすることを踏み込んで、次年

度で調査していくということを確認しておければと思いますが。

たぶんそれやっていると、もう今回と次ぐらいしかないので、調査が間に合わないというふうに思いますので。他の委員さんいかがでしょうか。

奥村委員。

奥村委員 先ほどからのご意見、非常に参考になりました。斑鳩町版としてどのようにやっていくか、というのを次年度かけてやっていけたらと思います。

委員長 そうしましたら、次年度で具体的に調査を進めていくということで、今年度につきましては、1年間調査研究をして、さらにそれについては前向きに調査を進めていくということでまとめとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究につきましては、導入に向けて前向きに具体的な調査をしていくということを、次年度以降で具体的な調査をしていくということを確認させていただいて、終わっておきたいと思います。

次に、(4)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてです。

それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)について、事務局より、資料の説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、(4)「斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

資料4、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例末尾の要旨(案)をご覧くださいませでしょうか。

改正理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジ

タル社会形成基本法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたこと、並びに奈良県広域水道企業団が設立されたこと等に
伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、奈良県広域水道企業団設立に伴う文言整理、罰則規定の改正、引用法令の改正等に伴う文言の整理でございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行します。ただし、罰則規定の拘禁刑とする改正につきましては、令和7年6月1日から施行します。

なお、懲役を拘禁刑に改める改正につきましては、検察庁協議を行わせていただきまして、検察庁から特に問題ないことを確認しております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）についての説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

委員長

ただいま事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があれば、お受け
します。

（ な し ）

委員長

そうしましたら、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例（案）につきましても、気になる点等がありましたら、3月の委員会
までにお知らせいただくということとし、こちらも3月25日の3月議会最
終日に議員発議または委員会発議をする方向で進めさせていただきたい
と思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、（４）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例については終わります。

次に、（５）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてです。

斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（案）については、こちらについて事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局 長。

議会事務
局長

（５）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてご説明させていただきたいと思います。

資料５の、規程末尾の要旨（案）をご覧くださいませでしょうか。

改正理由につきましては、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたこと等に伴い、本規程において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、引用法令の改正等に伴う文言整理といたしまして、個人情報の保護に関する法律施行規則及び道路交通法の改正による規定内容に準じ、個人識別符号に該当する符号及び本人確認書類等について、文言等の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行します。

以上簡単ではございますが、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

そうしましたら、こちらの斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正案については、気になる点等がありましたら、３月の委員会までにお知らせいただくということとし、こちらについては３月２５日に条例が可決した後、議長決裁で公布の日より施行することとしたいというふう

にと思いますが、このような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、（５）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを終わります。

１．協議事項については、以上で終わります。

次に、２．その他について、①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案についてを議題とします。

昨年、奈良県広域水道企業団議会が設立され、１２月議会において選挙を実施しました。

選挙の方法としては、議長から希望する議員をご確認いただき、１人であれば指名推選、２人以上であれば投票による選挙とすることとなりました。

このように、新たな慣例ができましたことから、先例と慣例に記載したいというふうに思います。

本日、斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の改正案を作成しておりますので、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案について、ご説明いたします。資料６をご覧くださいと思います。資料６の裏面をご覧くださいませでしょうか。

こちらにつきましては、委員長から説明いただきましたとおり、昨年の例につきまして先例と慣例という形でまとめさせていただいております。

こちらの太字になっているところが新たに追加させていただいたところでございます。

この規定の内容といたしまして、読み上げさせていただきたいと思います。

町が構成団体となっている次の一部事務組合の議会の議員の選挙の方法については、希望する議員が１人であれば指名推選、２人以上であれば投票による選挙とする。ただし、１人でも異議があるときは、投票による選挙と

	する。奈良県広域水道企業団。 以上、簡単ではございますが（先例と慣例）の一部改正案についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします
委員長	ただいま事務局から説明がありました改正案について、委員皆さんのご意見をお受けします。 嶋田委員。
嶋田委員	これ、加入する必要あるんですか。
委員長	暫時休憩いたします。 （ 午前１０時００分 休憩 ） （ 午前１０時０８分 再開 ）
委員長	再開します。 嶋田委員。
嶋田委員	この太字の部分で、一番最後の、「ただし、１人でも異議があるときは、投票による選挙とする。」これはどういう意味かと思います。
委員長	福田議会事務局長。
議会事務局長	地方自治法の規定におきまして、指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、全員の同意があったものをもって当選人とする規定になっておりまして、それをどうわかりやすくするかという趣旨で、書かせていただいておりますが、あくまで地方自治法の規定につきまして、今申しあげたとおりの規定となっております。
委員長	嶋田委員。
嶋田委員	ものすごく複雑、なんか分かりにくい感じなんで、文言を変更していただ

けたらどうかなと思います。

委員長

ただ今、ご意見いただきましたんで、この文言の内容につきましては、また再考いたしまして、次回の委員会でまた改めて提出をさせていただきたいと思いますが、このような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案については、再考し次回の委員会で改めて文言について提案をさせていただくということを確認させていただきます。

その他の①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案についてを終わります。

次に、②国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、本日、資料7をお配りしておりますので、こちらにつきまして事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、今回、理事者から上程予定の、議案第2号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、議会要覧にもかかわってまいりますので、その概要についてご説明させていただきます。資料7をご覧いただきたいと思います。こちら新旧対照表でございます。

この改正のつきましては、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、当該規定を参照していた斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についても他の関係条例と併せて改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の備考に記載しておりますとおり、甲地方の文言について、下線が記されているところのとおり文言整理を行うものでございます。

なお、実態的には甲地方及び乙地方の内容に変更はございませんので、現行の規定どおりの運用となります。

以上簡単ではございますが、議会要覧に関する条例改正（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、委員皆さんのご意見をお受けします。 小城委員。

小城委員 これって文言のところだけですね。

委員長 内容については変わりません。これまでと取扱いは変わりません。

小城委員 確認なんですけど、この旅費額というところを、旧の金額って、いつ決まったのか、また、旧っていつ改訂版でいつからのものかってわかりますか。

委員長 暫時休憩いたします。

（ 午前１０時１２分 休憩 ）

（ 午前１０時１３分 再開 ）

委員長 再開します。 小城委員。

小城委員 たぶん、旧のこの旅費額というところで、ちょっと違うかもしれないんですけど、たぶん昔のままで、現状たぶん相当旅費額っていうか、宿泊費って上がっていると思うんですけど、そのあたりも検討していただければというところで、ちょっと意見とさせていただきます。

委員長 ただ今、小城委員のほうから、国の法改正に伴って文言整理をするというだけの改定でしたが、そうではなくて、費用についても現状に見合った形で改定してはどうかというご意見です。

今、物価高騰等でこの金額では追いつかないということなんで、引き上げ

の方の改定を検討してはということですが、皆さんいかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　これは町の条例改正が伴う話なんで、それはまたそれについて議論していただけたらいいのではないかなと思います。

委員長　町の条例改正にともなうについては、文言の整理だけになると思うんで、金額については条例では変わらないと。　中川議長。

議　長　新たに総務常任委員会のその他の中で発言したらええねんということを言っているねんな。

委員長　そうしましたら、提案をいただきましたけど、議論については法改正によって改正される条例改正の議論のときに担当常任委員会の方であわせて、所属の委員さんから提案していただくという方向でどうかということでご提案いただきました。

この議会運営委員会の中では、この文言整理等についてだけ確認させていただいて、小城委員からのご提案については、担当常任委員会の方で議論していただくというふうにしていただきたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（　異議なし　）

委員長　あと、この文言改正につきましては、事務局から提案があったとおり改正を進めていきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

（　異議なし　）

委員長　そうしましたら、②国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例については、事務局から提案いただいた案のとおり改正を進めていくということで確認させていただ

きます。

以上でその他の、②国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを終わります。

次に、③その他について、各委員からご意見等があればお受けします。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。 福田議会事務局長。

議会事務局長 事務局から1点、議場東側のロビーを職員休憩室として使用することについて、ご相談させていただきたいと思います。

現在東側ロビーにつきましては、通常だれも通行することのないスペースとなっておりますが、妊婦等の体調が悪くなったときの休憩場所、またお昼時間等の職員の休憩場所として利用させていただきたいと理事者から議長に申し出がございました。

椅子等をおいて、利用したいとのことでありますので、ご了承いただきたいということの旨の相談がございましたので、以上簡単ではございますが、東側のロビーの部分を職員休憩スペースとして利用することについてのご相談とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、事務局から議場東側ロビーを職員の休憩場所として使用することについて相談がありましたが、この件について、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 場所は議場東側。

委員長 いつも議場に入るところを通り過ぎた向こう側ですね。

なかなか使用することがないんで、ちょっと口頭ではわかりにくいかもしれませんが。 奥村委員。

奥村委員 駐車場から見たら見える、あの位置ですか。

委員長 はいそうです。 中川議長。

議 長 いっぺん見てもおたええねん。

委員長 そしたら議会運営委員会終了後、現場確認いただければと思いますが。
嶋田委員。

嶋田委員 議場が施錠されていれば、東側ですか、使用される分については問題ないかなとは思いますが。

委員長 開会中なんかやったら、今、あそこ開放して議事運営行ってますけど、例えば職員さんで体調悪い方がいらっしゃったら、利用いただくことも可能性としてはあると思うんです。あそこに行く通路っていうんですかね、アクセスの方法については階段で裏から上がっていく形と、議場の玄関っていうんですかね、あそこを通っていく2パターンあるとのことですけど、例えば先ほど事務局長が言っていたように、妊婦さんなんか利用しようと思うと、エレベーターを使って議場の正面を通過してあそこを利用されるかなというふうに思いますんで、必ず施錠されている状態でご使用されるかどうかというのはちょっとわからないと思います。ですので、開会中に議会やってても、別に議会に妨げになるようなこともないと思いますんで、利用いただければいいのかなというふうに思いますが。 嶋田委員。

嶋田委員 妊婦さん、わざわざエレベーター上って3階まで来て、休憩しはるか。

委員長 今回、地下の職員休憩室については、報告があったように、これまで畳であったところをもうロビーにするということで、なかなか職員さんが横にな

れる場所がなくなってしまうので、それに合わせてそちらのほうを利用したいということで申し出があった。一般の方ではございません。職員さんの休憩場所として利用するということを考えておられるようです。

奥村委員。

奥村委員　　そういう職員さんのお昼ごはんとかも、ここの会議室とか、応接室とかお使いになられてたりするので、職員さんの休憩できる場所というのはやはり必要かなと思います。

委員長　　他の委員さんいかがでしょうか。　溝部委員。

溝部委員　　いいと思います。もしなにか問題があるようなことがあれば、その時に考えればいいのかと思います。

委員長　　嶋田委員いかがですか。

嶋田委員　　結構です。

委員長　　議長に相談されて、議長のほうでも使ってもらったらどうだろうかということで、お考えやということで、この議会運営委員会でも確認をさせていただきたいと思いますが、そちらについては理事者から相談があったように、職員さんの休憩場所として、使っていただくということで確認しておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長　　それでは、そのように確認しておきます。
この件につきましては、議長から全員協議会でご報告いただけますでしょうか。　中川議長。

議　長　　わかりました。初日の全員協議会で私の方から報告させていただきたいと

思います。

委員長

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時23分 閉会)